

農業近代化過程の日本の特質

——東アジア農業論を展望しつつ——

野 田 公 夫

I は じ め に

本稿の課題は、日本農業発展論理の固有性をとくにその近代化過程に即して明らかにすることである。すでに世界農業類型の見取図とそのもとでの日本農業の農法論的特質（空間的個性）については飯沼二郎により簡潔に示されているが、本稿ではその成果に学びつつ、とくに「近代化の形態」という歴史的側面（時間的個性）を重視し、さらに現今の日本農業問題の類型的性格（現代的個性＝日本型構造政策の必要性）をかかえる両成分の合力として明らかにすることを中心課題とした。グローバリズムの今こそ固有性に対する深い認識が必要だといわれるが、現今の農業をめぐる議論は最もそれを必要としているように思われるからである。

本来は、飯沼により近代農業革命を主導した二つの農法とされた休閒除草農業（西欧）に対する中耕除草農業（モンスーン・アジア）の広がり意識して論じるべき課題であるが、本稿ではまだその準備はない。その意味で、本稿は農業理論における「西欧＝普遍」モデルへの一つの具体的反証（日本的個性）を提示したことにとどまらざるをえない。さらにそれを、より抽象度をあげ応用力に充ちたに類型論として提示するためには、アジア農業全域での実証研究がすすみ、それを東北アジアレベルで、さらにはモンスーン・アジアレベルで、順次理論的に統括していく必要がある。本稿はそのような展望のもとになされる、一つの試みでもある¹⁾。

1) 日本農業・農村の個性は、種々の領域で語られてきた。① 農法論ではモンスーン気候といノ

II 構造政策視点からの(=グローバリズム下の)世界農業類型

1 農法論的農業類型論の成果

世界農業類型論を最も簡潔に示したのは、農法論の見地からする飯沼二郎の4類型論である²⁾。飯沼は、降水量と降水時期により二つの基本形(中耕農業・休閒農業)にわけ、その各々を除草目的か保水目的かによって小区分し、合計4つの亜類型(中耕除草・中耕保水・休閒除草・休閒保水)を提示した。

近代農業革命を担ったのは休閒除草農業と中耕除草農業であり、各々イギリス農業革命と日本の明治農法が典型をなすという。温暖・湿潤な気候条件において営まれる後者においては、かかる気候条件は作物の増殖を促進する条件であると同時に雑草・病虫害を肥大化する条件でもある。肥料の増投はかかる危険も増大させるのであり、それを確実に生産力に結びつけるためには綿密な肥培管理が技術的キーポイントとなる。他方冷涼・乾燥の風土において営まれる前者では、雑草・病虫害ははるかに軽微であり、経営規模の外延的拡大が容易である。深根性・宿根性の雑草はあるが、これを休閒期に掘り返し根を切断し寒地にさらし枯死させてしまうことによって対応できる。したがって、休閒耕

、う共通項に着目してアジアの性格が強調され、② 農村社会学では強固な「共同体規制」をもつ西欧封建村落との類似性が強調され、③ 日本資本主義論や寄生地主制論では「後発資本主義」として非アジアかつ非西欧的な、いわばその中間的性格が強調されてきた。日本の近代化が「脱亜入欧」というアイデンティティ定まらぬスローガンで語られたように、その農業・農村もアジアであってアジアではなかったのである。

しかし西欧との類似性を説く②についていえば、両者の共通性は封建制下という時代限定的なものにすぎない。西欧村落は近代における農業構造の大変動のなかで共同体規制を解体させ、個別農家の競争的環境を整備していった。対する日本は、水田農業が持続しさらに強化されることにより、村落もまたリニューアルされつつその結合力を維持することになった。近代ではむしろその異質化こそが注目されるべきなのである。このことが、農業近代化政策の中軸である構造政策の効果を劇的なまでに異なるものとし、両類型における農業問題の性格を一変させたからである。また、③については、第二次大戦後いわゆるアジア・ニーズが急速な資本主義化をとげるなかで、その発展形態における日本とアジア諸国との類似性に関心がよせられ、さらにはアジア経済圏という独自性と自立性をもった圏域を設定する試みも重ねられている。以上のような意味で、日本農業・農村をアジア地域のなかで位置付けることは十分可能であるのみならず、その理論的・実践的要請は顕著に増大しているといわなければならないのである。

2) 飯沼二郎『農業革命の研究』未来社、1985年、に集大成された諸論考を参照されたい。

を深く能率よく達成することがポイントとなり、連畜の大型犁がその手段となる。こうして、休閒農業では労働手段の大型化による労働能率の向上と規模拡大が、中耕農業では何よりも技能と労働対象の質的充実に裏付けられた労働集約度の向上こそが、農業発展の基本論理となる。中耕農業地帯における機械体系は、肥培管理の綿密さを保証する限りでポジティブたりえ、それを損なう場合は単なる省力技術になってしまうのである。

2 構造政策視点からの(=グローバリズム下の)農業類型論

ここであえて、現代における世界農業問題の性格という観点から「構造政策視点からの農業類型論」を提示したい。これは「グローバリズム下の、競争力基準の農業類型」と言い換えてもよい。現今農業の競争力は、かつてのように労働・資本の粗放性が武器となりえた時代とは異なり、「農業における技術的達成を生産力化する大規模経営の創出」すなわち「構造政策」の成否が決定的規定力をもっている。構造政策の具体的内容は、農家数を大幅に減らし経営耕地を一部農家に集中するとともに、一部上層農家に種々の支援を与え優秀な技術体系と経営能力を具備した大規模経営層を創出することである。それは、機械化・化学化に代表される農業近代化政策のいわば結節点をなすものである³⁾が、問題は、その必要性や可能性において、農法論的および歴史的個性を背景にした極めて大きな格差があり、人為的制御によってその溝を埋めることは事実上不可能なことである。

① そもそも、独自の構造政策を殆んど必要としていない国々がある。それは、ヨーロッパ移民が先住民の広大な土地を奪うことによって成立した「新開地」型農業であり、北米とオセアニアがその典型である。より古い植民史をもつ南米旧植民地もそれに準じた条件をもっている(構造政策不要地域=米・オ

3) 構造政策は、農業技術の機械化・化学化が適正経営規模を飛躍的に増大させたことによって必然化した。「農業近代化の結節点」という表現は以上の意味で用いている。本稿では、歴史学における通常の用法とは異なり、近代以降の農業を構造政策の登場によって二分し、以前を「近代農業」以後を「現代農業」とよぶことにする。

セアニア新開地型農業)。② また、ある歴史時点では日本を上回る強力な村落規制を成立させながらも、近代への移行過程で村落規制を風化させ、その後には大胆な構造政策を実現させた国々がある。「新開地」への移民供給地であった欧州すなわち「旧開地」型の農業である（構造政策達成地域＝欧州旧開地型農業）。③ これに対して、構造政策の必要性が痛感されながらも農法論的個性と歴史の重みゆえに経営地の分散と過小性を克服できず、農業の不利性（市場競争力の低下）が急速に拡大しつつある国々がある。その典型は日本・韓国・台湾等の東北アジアの国・地域である⁴⁾。解放後の中国もそれに準じている（構造政策不能地域＝東北アジア地域型農業）。④ 他方、農業において自然経済的性格が強く残り、未だ構造政策の必要性が自明のものとはなっていない国々・諸地域も存在している（構造政策未然地域＝その他低開発地型農業）。

3 構造政策との距離を規定するもの

この諸類型は先にみた農法論的農業類型と密接なかかわりをもっており、①②は休閑除草農業地帯に、③は中耕除草農業地帯に重なり、④は集約度の低い保水農業地帯にほぼ重なっている。飯沼のいうように、近代農業革命が休閑除草農業と中耕除草農業によって担われたとするなら、現代農業革命とは前者における「構造政策」の達成によって生み出され、後者を価格競争力において圧倒するに至ったところのものであると定義できようか。その技術的内容は、(大型) 機械化・化学化・新品種とこれらを有機的に結びつける大規模経営体の創出であった。とくに①は、「休閑除草農業」と「歴史(土地所有)的制約の欠落」という、価格競争上最強の組み合わせをもった類型であり、農産物自由貿易の最も純粋な主唱者となっている。②は休閑除草農業という土壌のうえでみずからの「歴史(土地所有)的制約」を構造政策の達成により大幅に克服

4) 2000年センサスでは、増加してきた経営規模5ha以上層がついに4万3千戸に達した。これは明治41年(!)の同層戸数に追いついた「記念すべき数字」であるとの指摘(梶井功「気がかりな農業主体の劣弱化」『農業と経済』2001年4月号)に接して愕然とした。

した地域である。本地域における食糧生産力の急増こそが20世紀後半期農産物市場の最大のディスターブ要因であった。

III 日本農業発展の固有論理——中耕農業の日本的特質——

日本農業の農法論的個性を、主に近世水田農業を事例にしつつ概括しておきたい。

I 中耕除草・環境形成型農業としての日本農業

農業技術を環境適応型と環境形成型に区分し、これを中耕農業内部の地域差の説明にも適用した田中耕司の見解を付加しておきたい⁵⁾。これは、自然の威力が巨大で人為を施す余地が乏しく、「適応」によってのみ農業を営みえた地域と、自然の威力が相対的に小さく人為的工夫の余地が大きいため土地合体資本の継起的蓄積による安定かつ高度の発展（「形成」）がみられた地域との区分である。日本は後者であるが、先の中耕除草農業類型の論理（稠密な肥培管理）は、環境形成型技術において最も典型的に体现される。

また、前近代の日本農業は刈敷（草木の耕地への敷き込み）肥料に大きく依存していたが、これは温暖・多湿地域でこそ可能な施肥法である（西欧では不可能）。盆地型地形の日本にあっては、耕地は山地に包囲されており外延的拡大の余地は乏しいが、山地を草地資源確保の場として利用することにより耕地生産力を支えることが可能であったのである。「山に支えられた農業」、別言すれば「地目結合による農業生産力」という側面もまた、中耕除草農業・環境形成型農業としての日本農業の特色として指摘できる。

近世では水田重視政策がとられ、開田とともにその質的向上（乾田化）がすすめられた。そして乾田化の成果のうえに、多肥化を機軸とする一連の技術体

5) 田中耕司「金澤夏樹との対談」（金澤夏樹『変貌するアジアの農業と農民』東京大学出版会、1993年）317ページ。なお金澤は類似の問題を「農学的適応と工学的適応の区別」として論じているが、地域差・農業類型として使う場合は、田中の方が問題の性格差をより適切に表現できていると考え、その用法を採用した。

系が形成された。肥料増投を生産力として実現するためには、何よりも耐肥性品種の育成と注意深い苗代管理による剛健な苗作りが必要であり、深耕が不可欠である。そのうえで、適期をはずさない水のかけひきや雑草・病虫害の防除などという綿密な肥培管理労働が必要となる。

2 「むら」⁶⁾ に支えられた農業生産

水と草への依存が決定的でありながら、その供給能力に大きな限界があるうえ前者の不安定性は容易に克服しがたいものであったため、最大合理的な配分を実現するために強力な共同体規制（水利慣行・入会慣行）がうまれた。金肥への置き換えが進行するにつれ後者（入会）は比較的早期に弛緩・変質したが、前者（水利）については、取水源の抜本的強化がない限り必要性は変わらず、近代にはいつてからも根強く維持されることとなった。農業構造大転換（3圃式から輪栽式へ、穀作から畜産へ）のなかで村落規制を解体させた西欧農業とは異なり、日本では「水田農業の拡大と高度化」という近世にビルトインされた展開論理が近代において継承されむしろ一層の展開をみたのであった。

なお分散錯圃制は、利水条件が不安定な時代の有力な危険分散措置であるとともに、配水時期をずらす（それに対応して早稲・中稲・晩稲を植え替える）ことによって実現する経営規模拡大策でもあった。このシステムのもつ不合理性が本格的に問題にされるのは、大規模土木工事により水利不安が解消するとともに、耕耘過程に本格的な機械体系が導入されその必要性が痛感されてからのことであった。

3 人力化・経営規模縮小・小農化・多角化という発展

以上の結果、日本農業の発展は（西欧的＝教科書の常識からすれば）極めて特異な形態をとった。記憶しておくべき主な特徴は以下のようなものである。

6) 近世村および近代における大字等の地縁的結合力を有する範囲（旧近世村起源のものが多い）を、本稿では一括して「むら」と表記する。

- ① 畜力耕から人力耕へ：驚くべきことに、耕耘過程から畜力が駆逐され人力に置き換わった。肥料増投を生産力増大に生かすためには深耕が鍵であり、長床犁による畜力耕よりも深耕能力が上回る備中鍬が選択されたからである。再び畜力が耕耘過程に普及するのは、深耕可能な近代短床犁が考案された近代（明治農法）になってからであった⁷⁾。
- ② 経営規模の縮小傾向：深耕・多肥を収穫に結びつけるためには綿密な肥培管理が必要である。耕耘過程の人力化も肥培管理労働の綿密化もともに適正経営規模を切り下げることになった。こうして、これまた西欧的常識とは反対に、生産力増大は経営規模の縮小に結果したのである⁸⁾。
- ③ 家族労作経営への純化（小農化）：以上の過程は、大規模な労働力編成を不要にし良質の労働を要求することにより家族労働力の優位をうみだし、金肥と千歯扱の登場・普及は田植期と収穫期という二つの極端な労働ピークを大幅に緩和し農業技術の小農親和性を高めた⁹⁾。さらに近世後半には労力不足が深刻となり労働経費は持続的に上昇し、外部労働力に依拠することは技術的にも経済的にも不生産的になった。
- ④ 多角化・多就業化による小農経営強化：小農経営の安定には、農繁期・農閑期のギャップを減らし、平均的な通年就業を可能にすることが必要である。農業自体も乾田化による2毛作（冬作の導入）の前進があり、また種々の農産加工業（搾油・醸造・染色・精糖・製糸・製織・製紙・薬加工その他）が発達し、かかる両面において多様な就業場面がうみだされ小経営を強化した¹⁰⁾。

7) 有馬洋太郎「犁と犁耕に関する関東地方の民俗知識」、泉雅博「幕末明治初年における豪農の農業技術」（神奈川大学日本経済史研究会編『日本地域社会の歴史と民俗』雄山閣、2003年）。前者は幕末における犁耕の存在を、後者は同じく犁耕と鍬耕の並存を指摘している。主張したいことは、「強い傾向」であり「100%駆逐した」ということではない。

8) 二橋時雄『日本農業経営史の研究』ミネルヴァ書房、1979年にまとめられた同氏の研究が「経営規模縮小化傾向」を論じた嚆矢である。

9) T. C. スミス、大塚久雄監訳『近代日本の農村的起源』岩波書店、1970年、214-215ページ。

10) 中村哲『近代世界史像の再構成——東アジアの視点から——』青木書店、1991年、第6章。なお、農繁期と農閑期のギャップの大きさが農業労働力の安定的確保を困難にした（小農化を促す

- ⑤ 高生産力の達成：①～④の諸傾向は、これまで日本農業の遅れや歪みを示すものと考えられてきた。しかしそれは、休閒除草農業とは異なる中耕除草・環境形成型農業固有の発展形態であったといえよう。「収穫率」(収穫量÷播種量)によって英仏の小麦と比較すれば以下のようであった。19世紀初期の仏・英の小麦収穫率は各々6.3・10.6であったが、日本の米はすでに18世紀において30という高レベルに到達していた。また20世紀初期についてみると、仏・英の小麦が依然として各々8.1・12.5の水準に低迷しているのに対し、日本の米は実に100.5という驚異的水準に達していたのである¹¹⁾。

IV 農業近代化の日本的形態——地縁的結合に立脚した組織化——

1 日本農業・農村の近代的再編——大正という時代——

明治にはいると、斎藤仁¹²⁾が自治村落とよんだミニ国家としての「むら」は、新たな公共性の登場とそれともなう新たな公共圏の形成により諸機能を漸次吸い上げられ、単なる生活圏としての性格を強めてくる。他方、寄生地主制の成長は「むら」の領域をはるかに超えてつきすすみ、小作料負担の増加傾向と「農業不利化」¹³⁾のなかで、それまでの温情的支配と「むらの平和」を揺るがせ、「階級問題化」の様相を付加してきた。また市場経済の発達は、零細生産者である小農民の市場対応能力の欠落を重大問題として浮かび上がらせ、「農業不利化」の要因として顕在化させてきた。「むら」の防御能力・統合能力は衰退し、小農民はより直裁に地主制や市場問題に直面することになったのである。

これらの諸問題に対する農村現場・小農民の対抗運動は、地主制に対する小

へ進した)との指摘もある。

- 11) 持田恵三『日本の米』筑摩書房、1990年、59-60ページ。原典は、F. ブローデル、村上光彦訳『物質文明・経済・資本主義 一五—一八世紀』1『日常性の構造』I、邦訳154ページ。
 12) 斎藤仁『農業問題の展開と自治村落』日本経済評論社、1989年を参照されたい。
 13) これがどのように認識されたかについては、大門正克『近代日本と農村社会』日本経済評論社、1994年の第2章を参照されたい。

作争議として、および市場問題に対する農家小組合運動としておこった。いずれも「農業不利化」の対自的認識を契機にしているがゆえに、市場経済が一段階拡大と深化をみせた大正期に運動化することになった。分配比率の変更を通じて農民取り分の増加を狙った小作争議と、パイ自体を増加させることで農民取り分の増加を意図した農家小組合と、そのいずれのコースも現実的意味を有するに至っていたのが大正という時代であった。

注目したいのは、いずれの運動も、「むら」機能の新たな発動を通じて担保され、その成果もまた「むら」のうちに制度化されたことである。近代日本の農業と農村は、小作争議と農家小組合という小農民の運動を前提に「むら」がこれらを吸収・調整することによって定置されたのである。

2 小作争議——寄生地主制への対応——

明治後期に発生しはじめた小作争議は、大正期には、拡大した商工業との接触機会の増加による他業種との労賃比較や、種々の社会思想による覚醒などを背景にして、収益計算書に基づく「自家労賃評価」の主張を前面に出すことにより、社会的公正を求める運動として正当性を獲得していった¹⁴⁾。この運動の立ち上げにもその持続にも、運動の到達点の制度化にも深く「むら」が深くかかわっていた。

社会的地位も低く非力な階層とみなされていた小作層が、「むら」社会における最高権威である地主に立ち向かうために、しばしば「むら」の記憶する共同体規制（たとえば、小作組合脱退者に対する「村八分」制裁の適用）の力を借りたこと、および在村地主と不在村地主とを区別し、後者に運動の主たる矛先を向ける傾向があったことが知られている。不在地主は、「むら」構成員が担うべき「むら」の土地・水管理を放棄しただけではなく、「むら」財政たる戸数割負担にも責任を負わない存在であり、彼らに対する小作争議の正当性は

14) この過程を、いわゆる「CV論」として理論化したのは、『日本農業問題の研究(上)』東京大学出版会、1970年、に集大成された畔峻衆三の大きな功績であった。

より容易に調達可能であったからである。場合によっては、彼らとの闘争を「むらを守る・むらの平和を回復する」運動と表現することもできたのである。

注目したいのは、「むら」を母体として闘われた小作料減免争議が、「協調体制」¹⁵⁾とよばれる新たな「むら」体制をうみだしたことである。「協調体制」とは、争議を経て合意に至った地主・小作関係の新たなありかたを「むら」が担保することにより制度化された、地主と小作「協調」の体制である。契約小作料は2割程度切り下げられることが多く、地主の恣意的な土地取り上げや村外者への土地売却なども制限されることが一般的であった。このような合意を維持していくために、地主・小作双方（通例は自作からも）から委員がえらばれ、彼らによって構成される委員会が文書化された規定に基づき問題の処理にあたった。小作側の主張が相当程度合意内容にもられるとともに、問題の処理が地主・小作の私的な関係から「むら」の委員会という客観的機構に委ねられたのである。

3 農家小組合——市場問題への対応——

ほぼ時期を同じくして農家小組合の結成がすすんだ。それは、① 採種圃の設置や新技術の普及、ポンプや糞摺機などの共同利用、牛を使った共同耕作等の生産過程に直接かかわる事業からはじまり、② 生産物の共同販売や③ 生活用品・農業資材の共同購入、さらには④ 信用事業や⑤ 共同風呂や図書室の設置等の社会的施設にいたる実にさまざまな事業を扱っているが、なんといってもその持ち味は①にあった¹⁶⁾。これらの多くは府県農会や県庁の奨励によってできたもので、多分に小作争議への対抗策（パイ自体の拡大による「むら」の平和の維持）という意味合いが含まれていたが、留意すべきは、大正期

15) 坂根嘉弘『戦間期農地政策史研究』九州大学出版会、1990年、にまとめられた同氏の論考、『近代日本農村社会の展開——国家と農村——』ミネルヴァ書房、1991年、にまとめられた庄司俊作の論考を参照されたい。

16) 棚橋初太郎『小農経済と協同組合』日本評論社、1938年、190-195ページ。すでにこの時期において、共同事業部門毎の適正規模の相違に注意が払われている。

にはそれが単なる矛盾の隠蔽策・懐柔策にとどまらず、以下の諸条件に支えられて、「小経営の発展を支える正当な方途」としての意味合いをもつに至っていたことである。

① 質量ともに農産物需要に大きな変化があった。大正期は都市において中間層を担い手とする新たな生活様式が普及した時代であるが、このことは新たな農産物に対する需要を増加させるとともに、また旧来からの農産物においても「質」をめぐる競争（商品差別化）を激化させたのである。② 新品種・新技術の開発など農業生産サイドにも大きな変化があった。明治26年に設置された農事試験場は徐々に体制を整えつつ研究を重ねてきており、この時期にはその成果を新品種・新農具・新肥料・新栽培技術として提供しつつあった。これらを現実の生産力にすることによって、パイ自体を確実に増大させることができる時代になってきていたのである。③ 以上の需要と供給をつなぐ技術的条件も急速に整備されつつあった。当該期には内陸交通網と保蔵能力（保冷車の登場に象徴される）が急速に整備され、産地の条件さえ整えられれば、市場（需要）に着実にアクセスできる条件が整いつつあったのである。④ これらの新しい農業部門は多分に農民的性格を帯びていた。すなわちこの時期に顕在化する新しい需要は野菜や果実・畜産物などであるが、小作料の商品化を中心とする米とは異なり地主の直接的支配ラインからは外れていたからである。これらを担う農家小組合が小農の成長に貢献できる可能性は十分にあったのである¹⁷⁾。

4 土地管理組合という試み

この時期、土地管理組合という名称をもつ「むら」組織が結成されたことに

17) 米においては地主・小作間対立は直裁であるが、例えば近畿地方に旭米が普及していく過程には、「地主的商品としての旭米」から「小作争議による分配率の変更」を媒介にして「農民的商品としての旭米」へという変化があったと見てよいのではないかと考えている。かかる意味からも、小作争議（による小作」層の商品生産者の性格の強化）と農家小組合（による新しい市場環境への対応）は密接な関係があったといえるであろう。

注意を払いたい。全国ではほぼ40組合が結成されたが、県農会が奨励金を出してその設置を奨励した兵庫県が28組合を占めた¹⁸⁾。土地管理の内容は、まずは(小作者視点を強化して改定された)小作契約の「むら(組合)」管理であるが、加えて「むら」の土地を守ることであったことが注目される。「むら」の土地の売却に際しては一端「むら(組合)」が預かり「むら」人が購入できるよう斡旋すること、小作地返還があった場合にも「むら(組合)」が新たな借り手を「むら」人のなかからさがすこと等がその内容であった。

経済的な有利不利にかかわらず「むら」に農地の所有権・利用権を残すことを絶対視するという規範が、近代においてあらためて成立するところが興味深い。兵庫県農会は(耕地を)「村の公有か或は組合員の共有の如くなさしむるも一つの理想」¹⁹⁾としたという。夢を語りがちな運動家の言葉ではなく、責任ある県レベルの組織の出版物に示された見解であることが、注目されよう。なお、土地管理組合という名称をもたないが、協調組合には類似の機能を有するものも多く、「むらの土地を守る」「そのためには地主・小作関係も共的な管理におく」という思想は、この時期広汎な広がりをもったといつてよい。ちなみに、1938年に成立した農地調整法はその原案(第4条第1項)において、産業組合や農事実行組合²⁰⁾などが自作農創設や農地貸付の事業を行う場合には、土地買取や使用収益権の設定を行い得るとする内容がもられていた²¹⁾。坂根嘉弘によれば、農地調整法準備過程の農林官僚の意図は「自作農創設維持事業と並んで土地管理事業にあった」という。地主層の私権を大幅に抑制することになるかかる構想は流産を余儀なくされたが、農村現場の幅広い経験に支えられて

18) 藤川秀俊「戦前期土地問題と農村協同組合——産業組合による土地利用事業に注目して——」『協同組合奨励研究報告』第十二輯、1986年。

19) 坂根嘉弘「産業組合による土地管理事業の歴史的位罫——戦前期における土地問題の解決をめぐって——」『協同組合奨励研究報告』第十輯、1984年、320ページ。原典は兵庫県農会『本県の土地利用組合』1926年。

20) 農家小組合が法人資格を取得したものを農事実行組合とよんだ。

21) 坂根嘉弘「産業組合による土地管理事業の歴史的位罫——戦前期における土地問題の解決をめぐって——」『協同組合奨励研究報告』第十輯、1984年、320ページ。原典は兵庫県農会『本県の土地利用組合』1926年。

こそ生まれたアイデアであったことが重要であろう。

5 農業近代化の日本的形態

「むら」の土地と地主・小作関係に「むら」が介在して「共的な管理」のもとにおき、他方では生産レベルでの「むら」の共同的対応により新しい技術条件に対応した生産力を実現し、より広域な経済組織である産業組合の力を借りて市場へのアクセスを有利且つ安定的なものにする、これが悪戦苦闘の末に生み出された日本農業の近代的形態であった。ここに「(むらからの自立) 個別化」がもたらした西欧型農業近代化に対する日本農業近代化の特質を確認し、「(むらによる再) 組織化」を農業近代化の日本的形態として把握したい。

日本農業・農村の悲劇は、農村現場の創意性が力を発揮しえた大正という時代があっけなく終わり、経験を蓄積することなく恐慌と戦争の昭和に突入したことであった。この過程で、農村現場の必要からうみだされた農民組織は、「配給と供出」をセットにした統制組織に換骨奪胎され、戦争遂行のため全面動員されることになったのである。

V 戦後改革から現代へ——日本型構造政策の課題——

1 戦後改革の功と罪

戦時体制期のみをみれば米占領軍が「むら」をファシズムの基盤と見なしたことはゆえないことではなかったが、それは大正期以来の「むら」による農業・農村組織化のもつポジティブなエネルギーを無視するものであった。土地管理組合において、自作農創設事業と「むら」の土地の防衛が同時に取り組まれたように、本運動によって体现された「土地問題の共的・公的制御」の方向は、おそらくは戦後農地改革の成果を共的・公的に管理するポテンシャルな能力を有するものであった。しかし、「個の自立」への無上の信頼と、「むら」こそファシズムの温床とする短絡的理解に支えられた米占領軍の戦後改革は、自作農化と「むら」の土地の管理の両者の関連を切断し、後者を解体し前者のみ

を突出させた。すなわち、寄生地主制は世界に類を見ない徹底性をもって解体されたが、新たに制定された農業協同組合法は農家小組合（農事実行組合）を構成単位から排除した。そして、農地改革の成果を恒久化すべく制定された農地法は、地域視点も経営視点も欠いた徹底した「地片管理」（官僚的合理性）に徹することになったのである²²。

零細分散錯圃制が「克服の必要性」とともに「その可能性」をも獲得したのは、やっと高度経済成長期のことであった。後述するように、分散錯圃の解決に日本農業の未来はかかっているが、複雑に錯綜する権利関係を整除するのは市場原理では不可能であり、まさに「共」の力による粘り強い調整の積み重ねを必要としている。米国主導の戦後改革はかかる視野と展望を欠き、「むら」の管理能力を解体したうえで分散零細錯圃性をそのまま分散零細土地所有に置き換えることによって、まことに困難な土地問題を発生させることになった。かつて私的所有権のおぞましさを批判するあまり、「農地改革＝原罪」論（＝土地国有論）が唱えられたことがあったが、それは歴史的現実を見ない謬論である。日本の近代農業は、自作化の道と土地の共的・公的管理の道を同時に歩もうとしていたのであり、戦後改革がエンカレッジすべきは、「形式的な個の確立」ではなくいわば「（日本農業にとっての）実質的な個の確立」というべき、かかる方向であったのである。

2 農業・農村問題の現在

現今の土地利用型農業がおかれている状況を端的にいえば、「作るものもない」「作る人もない」である。「土地不足」から「土地余り」へという、手のひらを返したような状況変化が、日本農業問題における近代と現代を端的に区別している。構造政策は特定の担い手に土地と資本を集中する方策であるが、今

22) 拙稿「戦後土地改革の論理と射程」『土地制度史学』別冊、1999年、「農地改革・農地法の現代的意義——「経営」と「むら」の視点から——」『農業法研究』33号、1998年、等を参照されたい。なお農地法の一筆管理主義を最初に問題にしたのは、梶井功「農地法的土地所有の崩壊」農林統計協会、1977年、に収録された諸論考である。

や対象となる「人」がない。この意味で構造政策の意図と現実は完全にすれ違っているといわなければならない。

他方、新たにみられはじめた積極面（と政策のミスマッチ）に照準をあてれば、① 一部に優秀な技術力を有する大規模経営が形成されながら、他方では新規就農希望者が増加傾向にありながら、主に土地問題（分散錯圃）が隘路になりこのような貴重なエネルギーを生かしきれていないこと、② 農林業や農村に新しい（非経済的）価値を見出す風潮が注目を集めながら、日本のポスト・モダニズムには生活観に根ざした深みがないため定着が困難で、観光資源にめぐまれた一部地域を除き有効な農業支援策にはなっていないこと、③ 安全・新鮮・旬などを通じ消費者の国産農産物に対する期待は依然として高いにもかかわらず、消費者の共感と支持をより強めるような農業・農村像と連携のあり方を提示できていないこと、などが指摘できよう。

①について付言したい。水稲についてみれば 20 ha・30 ha という大規模経営も珍しいものではなくなったが、これらの大経営にとって最大の問題は、集積した借地が無数に分散しており、機械効率は甚だ低い水廻り・雑草駆除等の手間も膨大なものになっていることである。この矛盾は規模拡大に併行して増大し、農場制経営に比すればはるかに小さな規模で適正限界を超えてしまうのである。また新規就農希望者が増えているにもかかわらず、彼らの就農を阻む最大のネックは、驚くべきことに「土地はありあまっているのに（まとまった）土地がない」ことだ²³⁾。いずれにおいても問題解決の鍵は、農地の団地的利用を実現することである。他方、②③にかかわる問題を考えてみたい。すでに述べたように、日本農業は、労働生産力の向上に対応して無限に耕地を拡大するという発展形態をとることは不可能であったが、その代わり多様な地目を結合させる（＝有機的関連をもって利用する）ことにより高い生産を実現してきた。いわゆる多面的機能論が想定する日本の「自然」の原風景は、このような「地目結合の生産力（営為）」が生み出した農的風景といって

23) 藤井洋一「担い手育成に資する農地制度を求めて」『農業と経済』2000年4月号。

よからう。そうであれば、多面的機能論を意味あるものにするのは、「生産から観光へ」などではなく、「専門化＝地目切断の生産力」から「地目結合の生産力の復権へ」という、生産政策の抜本的革新がベースにすわることであろう。

3 日本型構造政策の課題

以上の認識からすれば、日本型構造政策の課題は、「地目結合の生産力」の復権と「農地の団地的利用」の実現ということになる²⁴⁾。いずれも土地(利用)問題に対する面的・地域的な対応であることが共通している。かかる問題に対し、今村奈良臣²⁵⁾・坪井伸弘²⁶⁾・松本一実(筆名・藤井洋一)²⁷⁾の順で展開された興味深い議論を事例にして、その具体像を考えてみたい。今村は、短文のなかで以下のような提言をした。日本酪農の再生は乳牛自体の優れた機能を最大限活用するところにあり、中山間地における草地酪農・山地酪農の採用こそ鍵である。そのためには、「谷を単位とした集落農場」が必要である(「地目結合の生産力」の具体像)。今村の構想に触発された坪井は、具体的に「農林地利用権一括設定」という概念を提起し、現実の法制度や地域実践のなかにその可能性を見出した(「地目結合」と「団地的利用」の展望)。さらに松本は、面的な土地利用を早期に立ち上げるための具体方策として「作付権の交換分合」という手法を提案した(「団地的利用」の早期実現方策)。いずれも、(市場原理に依拠した)個別交渉による構造政策は不可能であり、地縁集団を介した面的な対応に政策意志を全力挙げて振り向け、そのための具体方策を早急に整えるべきことを主張していることが重要であろう。

所有権・利用権が錯綜する現実の農村で面的な土地利用を実現するためには、私的願望を超えた「共的・公的ビジョン」が示され、また丹念な調整が長期に

24) この二つが、「現代的組織化」もしくは「組織化の現代的形態」の中心内容だといってよい。「構造政策の日本的形態」とも表現できると考えている。

25) 今村奈良臣「甦らせよう中山間地域」『農林統計調査』第49巻第3号、1999年2月。

26) 坪井伸弘「農林地の利用権一括設定の実態・論理・可能性」『農林統計調査』第49巻第5号、1999年5月。

27) 藤井洋一「担い手育成に資する農地制度を求めて」『農業と経済』2000年4月号。

わたってすすめられる必要があり、何よりも私権の制約を安心して受容しうる信頼感が必要となる。その役割は再び「むら」²⁸⁾が果すべきであろう。「むら」の自治能力はすでに大幅にそがれたにせよ、「(比較的均質な)地権者集団」としての性格は逆に一層明瞭なものになった。適切な利用(経営)なくしては土地所有権自体が空洞化するという事態に立ち至った今、地権者集団としての「むら」はかかる工夫をなんとしてもすべきであろう。耕作放棄地が増えた「むら」は景観のうえでも貧しさを増幅する。農地の団地化を通じて利用(経営)を回復しようとする試みは、地権者としての利害にかなうだけでなく、「ふるさとを守る」という大正期の「むら」指導者がかけたビジョンに匹敵する「むら」の新たなアイデンティティを生み出すことにもつながるのではないかと思う。

VI おわりに——東アジア農業論への展望——

紙数の制約上論点のまとめは省略し、私が日本農業・農村近代化形態の特質としてあげた「組織化」というキーワードについて付言しておきたい。管見の限り、近年二人の論者が「組織化」という言葉を類似の文脈で使っている。一人は、朴燮「動員と開発：20世紀の東アジア」(『経済論叢』第168巻第5・6号、2001年11・12月)であり、ここでは東アジア(日本・台湾・朝鮮…本稿で言う東北アジア)において政府・官僚主導の農業開発が実効をおさめえた共通の基盤が「農村の組織化」であったとし、「組織化」の基礎単位としての部落に注目している。もう一人は、勝部真人『明治農政と技術革新』(吉川弘文館、2002年)であり、ここでは農会や産業組合の結成など明治農政の基本的性格と

28) 本稿ではラフに扱っているが、あらゆる社会・経済行為に「むら」が有効な単位であるわけではない。脚注16)に示されるように戦前期においてすら、「むら」の有効性は主に生産関連の協同においてあり、売買等の経済行為はより大きな単位(市町村単位に結成された産業組合)でなされるべきだとされていた。現在では一層そうであり、すでにしばしば経営単位自体が「むら」を乗り越えている。問題に応じて、必要な範囲が設定されるべきである。なお、「むら」に代わるあらたな範囲として旧村が注目されることが多いが、旧村は単に近代に設定された行政単位(近代行政村)ではなく中世の郷に出自をもつ有機的連関をもった単位であるという点が興味深い(中村哲氏のご教示による)。

それ以降の一貫した政策基調を「小農組織化政策」として把握している。

私は「組織化」を、農業近代化の日本的形態を示す用語（歴史概念）として用いている。勝部が指摘するように、明治以来（それどころか近世以来）一貫して「組織化」の努力がなされてきたのは事実であるが、私は、大正期に集中して現象した（近代化のうんだ）諸問題に対する「むら」を使った対応として論じ、現今の課題である日本型構造政策のあり方にも影響を及ぼすものとして用いている²⁹⁾。例えば、「小農組織化政策」の一つである産業組合も、その組織率が驚異的に上昇した（＝世界に稀な日本の特色）のは「むら」ぐるみの加入が認められた1933年以降のことであった。私の関心は、専らこの「飛躍」に向けられているのである。他方朴が、「組織化」を東アジア農業の共通項（大量の過小農滞留＝構造政策不能地域の共通性として）として把握しているのは賛成であるが、「むら」という地縁集団の機能に強く依存しているところが日本の組織化の特異点であり、たとえ朝鮮・台湾で部落が組織単位になったにせよその意味合いは相当異なると考えている³⁰⁾。かかる相違点にもかかわらず本地域に共通する「組織化」の性格をどう把握するかは今後の課題である。モンスーン・アジアの農法論的個性と同地域に刻まれた歴史的個性の合力としてアジア型農業類型論を構想することは、さらにその後に残された課題である³¹⁾。

29) 「組織化」とは構造政策不能地域（中耕除草農業類型）における対案であり、「日本型の構造政策」の内容である。「組織化」の重心は時代に応じて変化し、現在は「地目再結合と面的農地利用」（所有形態と利用形態の調整）の実現が中心をなす。

30) 例えば、加藤光一は韓国の農家・農村を「タイトな『いえ』とルーズな『むら』」と表現している（『日本村落研究学会 研究通信』No. 208, 2003年8月）。また内山雅生『現代中国農村と「共同体』』（御茶の水書房, 2003年）のいう「共同体」も、日本の村落結合とはおおいに異なる。他方、なぜ日本の近代において地縁集団が息を吹き返し（リニューアルされ）えたのかは興味深い論点である。

31) 中村哲の諸業績とくに『近代世界史像の再構成』青木書店, 1991年第5・6章は、その最初の拠り所となろう。なお、幾つかの接点があるにもかかわらず磯辺俊彦『共の思想——農業問題再考——』日本経済評論社, 2000年に言及できなかった。他日を期したい。